

一般社団法人
北海道ボウリング場協会

定 款

一般社団法人 北海道ボウリング場協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 北海道ボウリング場協会 と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を札幌市中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、ボウリング事業の健全性の高揚を通じて、その健全な発展を図り、もって、わが国経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- ①道民の心身の健全なる発達および豊かな人間性の涵養に資するボウリングに関する調査および研究
 - ②ボウリング場にかかわる環境の保全に関する調査および研究
 - ③ボウリングを通じての心身の健全な発達および豊かな人間性の涵養に関する普及啓発
 - ④ボウリングのスポーツ性に関する調査および研究
 - ⑤ボウリングおよびボウリング場に関する広報
 - ⑥前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、北海道内において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- ①正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- ②賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人または団体

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 団体たる会員にあっては、団体の代表者として当法人に対してその権利を行使する1名の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届けなければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- ①この定款その他の規則に違反したとき
- ②当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- ③その他除名すべき正当な事由あるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときはその資格を喪失する。

- ①退会したとき
- ②会費納入請求後、会費を6カ月以上滞納したとき
- ③死亡または失踪宣告をうけたとき
- ④法人または団体が解散または破産したとき
- ⑤後見または保佐開始の審判を受けたとき
- ⑥除名されたとき
- ⑦総正会員の同意があったとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- ① 会員の除名
- ② 理事および監事の選任または解任
- ③ 理事および監事の報酬等の額及びその規定
- ④ 定款の変更
- ⑤ 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- ⑥ 会費の額
- ⑦ 解散および残余財産の処分
- ⑧ 合併、事業の全部または一部の譲渡および事業の全部または一部の廃止
- ⑨ 理事会において総会に付議した事項
- ⑩ 前各号に定めるもののほか、総会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として、毎年度5月に一回開催する。

2 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面あるいは電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的たる事項および招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員一名につき一個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - ① 会員の除名
 - ② 監事の解任
 - ③ 定款の変更
 - ④ 解散
 - ⑤ その他法令またはこの定款で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

- 第19条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員または代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。
- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
- 2 議長は、議事録署名人を出席理事のうちから2名選任する。
 - 3 議長および前項の理事2名は、第1項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員を設置)

- 第21条 当法人に、次の役員を置く。
- ①理事 6名以上10名以内
 - ②監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般法人法の代表理事とする。
 - 3 会長以外の理事のうち2名以内を副会長とすることができる。
 - 4 上記の会長、副会長を除いた理事のうち、4名以内を一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任等)

- 第22条 理事および監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。但し、監事にあつては、一人を限度として、正会員以外の者を監事に選任することを妨げない。
- 2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、理事または使用人を兼ねることができない。

(理事の職務および権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理する。
 - 4 業務執行理事は、理事会から特に委任された当法人の業務を分担執行する。
 - 5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行、および当法人の業務ならびに財産の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事及び監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

- 第27条 理事及び監事は無報酬とする。但し、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬

等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員¹の法人に対する損害賠償責任の一部免除)

第28条 当法人は、理事及び監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

①当法人の業務執行の決定

②理事の職務の執行の決定

③会長、副会長および業務執行理事の選定および解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面をもって、開会の日の7日前までに、各理事および監事に通知しなければならない。但し、議事が緊急を要する場合、あらかじめ理事会において定めた方法により、3日前までに各理事および各監事に通知することにより招集できることとする。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議等の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったもの

とみなす。但し、監事が当該提案について、異議を述べたときを除く。

- 2 理事、監事が理事および監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。但し、第23条第5項の報告を除く。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産および会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第37条 当法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得ることとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第38条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経なければならない。

①事業報告

②事業報告の附属明細書

③貸借対照表

④損益計算書(正味財産増減計算書)

⑤貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

⑥財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 支部・委員会・事務局

(支部)

第43条 当法人は、理事会の決議を経て、必要な地に支部を置くことができる。

(委員会)

第44条 当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査・研究しまたは審議し、その結果を理事会に報告する。
- 3 委員会等の委員は、理事会が選任および解任する。
- 4 委員会の設置その組織並びに運営に関する必要事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第45条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。また、職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第9章 公告

(公告)

第46条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 実施細則

(実施細則)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 当法人の最初の会長は 黒田信幸 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。